

3. 特別徴収の推進および普通徴収切替理由書の書き方

地方税法の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業者（給与支払者）は、特別徴収義務者として、給与支払の際に個人住民税の特別徴収（従業員等の給与から差し引いて市町村へ納入する）をしなければならないとされており、神奈川県及び県内全市町村では、すべての事業者の方にこの特別徴収を行っていただくための取組みを推進しています。法令の適正運用及び納税者の利便性の向上のため、**すべての事業者を対象に特別徴収義務者として指定させていただいております。**

普通徴収とする場合は、「普通徴収切替理由書」（下記「見本」参照）の添付が必ず必要となります。普通徴収切替理由書に記載された普Aから普Fの条件に必ず該当する必要があります。従業員の個人的理由で普通徴収を選択することはできません。

見本 普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

市町村名	平塚市	指定番号	
事業者名			

符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「普B」～「普F」に該当する全ての(他市区町村を含む)従業員数を差し引いた人数)	1人
普B	他の事業所で特別徴収（例：乙欄適用者）	2人
普C	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支給額が100万円以下）	3人
普D	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）	4人
普E	事業専従者（個人事業主のみ対象）	5人
普F	退職者又は退職予定者（5月末日まで）、休職者	6人
合計		21人

総従業員数（平塚市以外に居住の従業員も含む人数）から、普B～普Fに該当する従業員数（こちらも平塚市以外に居住の従業員も含む人数）を差し引いた人数が2名以下であれば「普A」に該当します。
※普A該当者自体は本来特別徴収しなければならない条件に該当しますが、その方々の人数が2名以下であれば、その方々も普通徴収への切り替えが可能となります。

従業員が他の事業所でも勤務をしていて、そちらで特別徴収をする予定の場合「普B」に該当します。

昨年従業員に支払った給与額が100万円以下の場合、もしくは今年支払う給与額が少なくなる見込みで、市・県民税を給与から差し引けなくなる可能性がある場合は「普C」に該当します。

従業員への給与支払いがされない月があったり、支払額が月によって違うため、毎月市・県民税を給与から差し引くのが難しい場合は「普D」に該当します。

個人事業主の専従者となっている従業員の場合は「普E」に該当します。

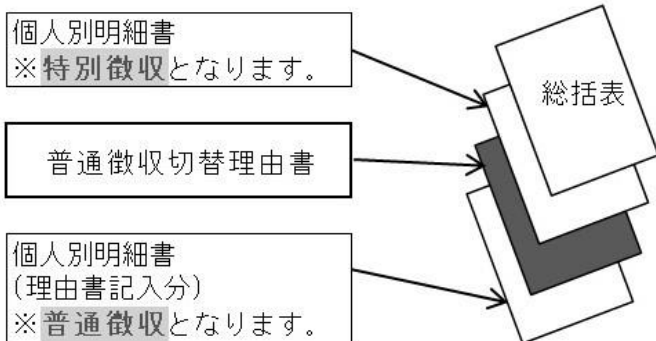
給与支払報告書提出時点ですでに退職・休職している従業員、もしくは5月末日までに退職・休職することが決まっている従業員の場合は「普F」に該当します。

普A～普Fの人数の合計を記入して下さい。ここに記入する人数と、提出する普通徴収希望の給与支払報告書の枚数は必ず一致させてください。

【普通徴収切替理由書の記入提出要領】

- この普通徴収切替理由書は、当面、普通徴収を認める基準（普A～普F）を示すものです。
- 当面、普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の右側「人数」欄に、人数を記入し、給与支払報告書と併せて提出してください。
- 特別徴収に該当する方と普通徴収に該当する方がいる場合は、仕切書として普通徴収の方の個人明細書の上に挿入し総括表や他の個人別明細書と合冊して提出してください。
- eLTAX等の電子媒体で給与支払報告書を提出する場合は、該当する方の「普通徴収」欄に必ずチェックを入力してください。また、摘要欄に該当する普通徴収切替理由の符号（普B、普Cなど）を記入願います。

≪提出時のつづり方≫



≪個人別明細書記載例≫

市区町	平塚市	個人番号	
支店		氏名	
住所		性別	
種別	給与・賞与	源泉徴収税額	
普通徴収	<input checked="" type="checkbox"/>	普通徴収税額	
特別徴収	<input type="checkbox"/>	特別徴収税額	
備考	普F		

該当する符号を必ず記入してください。